

令和8年度岡山県性暴力・配偶者暴力被害者等支援充実事業業務委託に係る参加者の有無を確認する公募手続に係る参加資格確認申請書等の提出を求める公示

次のとおり、参加資格確認申請書等の提出を招請します。

令和8年2月26日

岡山県知事 伊原木 隆太

1 当該招請の趣旨

「性暴力・配偶者暴力被害者等支援充実事業」は、県設置の配偶者暴力相談支援センターが配偶者等の暴力被害に関する相談業務を実施していない毎日曜日及び休日並びに年末年始（12月29日～1月3日）（以下「休日等」という。）における相談体制を整備するとともに、性暴力・配偶者暴力被害者やその同伴家族（以下「DV被害者等」という。）に安全に生活できる施設・住環境サービスの提供、継続的な心の回復支援や就労支援等を行うほか、DV被害者等の子どもの諸問題へもきめ細かなサポートを行い、DV被害者等の自立の支援を図るための事業であり、業務委託により行うものである。

このため、社会福祉法人クムレを相手方とする随意契約手続を行う予定としているが、他の者で下記5の応募要件を満たし、本業務を希望する者の有無を確認するとともに、契約の相手方を選定する目的で、参加意思のある者からの提案書等の提出を募集するものである。

公募の結果、下記5の応募要件を満たすと認められる者がいない場合は、社会福祉法人クムレとの随意契約手続に移行する。

なお、下記5の応募要件を満たすと認められる者がいる場合は、社会福祉法人クムレと当該応募者が提出する提案書等について直ちに審査を行い、契約相手方を選定する予定である。

2 業務名

令和8年度岡山県性暴力・配偶者暴力被害者等支援充実事業

3 契約期間

令和8年4月1日～令和9年3月31日

4 業務内容

- (1) 休日等電話相談事業
- (2) DV被害者等の子どもサポート事業
- (3) 中長期的自立支援事業
- (4) 住環境等サービス提供事業
- (5) 事業の総合調整等（コーディネーターの配置等）

※詳細は別添業務委託仕様書のとおり

5 応募要件

以下に掲げる事項を全て満たしていること。

(1) 参加資格に関する事項

- ア 岡山県内に本店、支店又は主たる事務所を有する法人であること。
- イ 当該事業を円滑に遂行するために必要な経営基盤を有し、経理事務を確実に処理できる体制が整備されていること。
- ウ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当する者でないこと。
- エ 岡山県物品の売買、修理等及び役務の提供の契約に係る入札参加資格審査要領（平成19年岡山県告示第332号）に基づく入札参加の停止又は取消の措置を受けている者でないこと。
- オ 岡山県物品の売買、修理等及び役務の提供の契約に係る入札参加除外等要領に基づく入札参加除外の措置を受けている者でないこと。
- カ 岡山県建設工事等暴力団対策会議運営要領に基づく指名除外を受けている者でないこと。
- キ 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者又は会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者（再生手続開始の決定又は再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。
- ク 過去2年間に、国又は地方公共団体との契約を締結し、これらを誠実かつ確実に履行した実績があること。
- ケ 岡山県税に未納がないこと。

(2) 業務に関する事項

- ア DV被害者等からの相談について適切に対応するための知識を有する相談員を5名以上有しており、そのうち3名以上が同種相談業務に2年以上従事した経験を有すること。
- イ 相談者の安全確保や自立支援について実効性のある独自の体制を有するなど、相談対応のみでは対処が困難な事案等についても適切な対応が可能なこと。
- ウ DV被害者等の支援活動に必要な下記支援者を有すること。ただし、他機関のサービス等の利用を可とする。
 - (ア) 臨床心理士等（心の回復支援） 1名以上
 - (イ) キャリアコンサルタント等（就労支援） 1名以上
 - (ウ) 児童支援員（DV被害者等の子どもへの支援） 複数名
- エ 必要に応じ、研修会等へ参加させるなどスタッフの能力向上に努めていること。

6 契約条項を示す場所

〒700-8570 岡山市北区内山下二丁目4番6号
岡山県子ども・福祉部地域福祉課
電話番号 086-226-7923
ファクシミリ番号 086-226-7332

7 手続等

(1) 仕様書等の配布期間及び場所等

- ア 期間

令和8年2月26日（木）から令和8年3月19日（木）まで（岡山県の休日を定める条例（平成元年岡山県条例第2号）第1条第1項に規定する県の休日（以下「閉庁日」という。）を除く。）の午前9時から午後5時まで

イ 場所等

上記6の場所に同じ。

なお、岡山県ホームページ(<http://www.pref.okayama.jp/site/321/1021544.html>)からダウンロードすることもできる。

(2) 参加資格確認申請書の提出の期限、場所及び方法

ア 書類

参加資格確認申請書（別紙様式1）

イ 期限

令和8年3月13日（金）午後5時（必着）

ウ 場所

上記6の場所に同じ

エ 方法

持参又は郵送等（書留郵便その他これに準ずる方法によるものに限ることとし、上記イの期限までに必着とすること。）

(3) 業務委託参加資格要件の審査

参加資格確認申請書を提出した者について、上記5の事項について審査し、不適合と認められる者に対しては、令和8年3月17日（火）までに「参加資格要件不適合通知書」により結果を通知する。この通知を受けた者は、この業務委託に参加することができない。

(4) 仕様書に対する質問の受付

ア 期間

令和8年2月26日（木）から3月17日（火）まで（閉庁日を除く。）の午前9時から午後5時まで。ただし、3月17日（火）は午後1時までとする。

イ 方法

仕様書に対する質問・回答書（別紙様式2）をファクシミリで上記6へ送信すること。送信後は、必ず電話で宛先へ届いていることを確認すること。

ウ 回答方法

質問に対する回答は、岡山県子ども・福祉部地域福祉課のホームページで行う。なお、内容によっては、回答を行わないか、又は回答方法を変更する場合がある。

エ その他

業務委託仕様書等についての不知又は不明を理由として異議を申し立てることはできない。

8 提案書の審査等

(1) 提案書等の提出

ア 書類及び部数

- | | |
|--------------------------|---------------|
| (ア) 提案書（別紙様式3及び別紙1～3） | 6部（正本1部、副本5部） |
| (イ) 提案書の添付書類 | 1部（正本） |
| (ウ) 見積書（岡山県知事あて、代表者印を押印） | 1部（正本） |
| (エ) 誓約書（別紙様式4） | 1部（正本） |

イ 期限

令和8年3月19日（木）午後5時まで(必着)

ウ 提出場所

上記6の場所に同じ

エ 提出方法

持参又は郵送等（書留郵便その他これに準じる方法によるものに限ることとし、上記イの期限までに必着とすること。）

(2) 審査方法

複数の選考委員で構成する審査会において、別に定める審査基準に基づき、上記(1)による提案書等の内容により審査し、契約の相手方を選定する。

(3) 審査結果

審査後、速やかに書面により通知する。

(4) 契約の締結

委託候補者の決定後、提出された提案を基本として当該事業者と岡山県との協議の上、詳細内容を決定し契約書により契約を締結する。

(5) 契約保証金

岡山県財務規則（昭和61年岡山県規則第8号）第153条から第155条までの規定による。

(6) 契約については、契約書に定める事項のほか、岡山県財務規則その他法令に定めるところによる。

9 不適格事項

次のいずれかに該当するときは、その者の参加及び提案は無効とする。

- (1) 提案者が、上記5に定める参加資格のない者及び上記7(2)イの期限までに所定の参加資格確認申請書を提出しなかった者が提案したとき。
- (2) 提案書が、上記8(1)イの期限を越えて提出されたとき。
- (3) 提案書が、仕様書の条件を満たさない若しくは不足又は虚偽の内容があったとき。
- (4) 提案者が、上記5に定める参加資格を喪失したとき。
- (5) その他、提案者に求められる義務を履行しなかったとき。

10 その他

- (1) 本業務については、本事業に係る令和8年度予算が県議会で議決された場合に実施するものとし、予算が議決されなかった場合は実施しないものとする。
- (2) 本件に関する事項について、電話又は口頭による問合せには応じない。
- (3) 提出された提案書等の追加及び修正は認めない。
- (4) 提出する提案書は、提案参加者ごとに1案のみとする。
- (5) 提出書類は、委託候補者の選定に必要な範囲内において複写することがある。
- (6) 提出書類は返却しない。
- (7) 審査経過については公表しない。
- (8) 本件手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (9) 提案書の作成及び提案並びに契約締結に要する全ての費用は、参加者及び受託者の負担とする。